**TFG**税理士法人が実施する 書面添付申告書提出の趣旨について

当事業年度より、貴社の法人税申告書に税理士法第33条の書面を添付するとの決意を いたしました。

この書面添付とは、主に月次及び年次決算監査に関して私共がチェックした項目を、明らかにした文書類を申告書に添付するという法律的制度のことですが、実際上はこの決算申告書は、信頼性が高い旨の関与税理士からのメッセージの意味合いもございます。

米国あたりでは、信用のある大型会計事務所が提出する決算・申告書は金融機関の信頼も厚く、内国歳入庁(税務署)の調査もほとんど省略されているという状況ですが、我国の場合は零細事務所が圧倒的に多いということもあり、仲々進展しておりませんが我々としてはこの書面添付というアクションを突破口として、やがては米国の様な状態を実現したいと願い鋭意取り組んでいるところでございます。既に最近は、私共の実施する書面添付の申告・決算書について、税務調査に入るということは特殊な例を除き殆んどなくなってきております。

もとより斯る微妙な意味合いをもつ書面添付につきましては、**TFG**としても慎重な展開を致さざるを得ません。勿論、すべての関与先各位を対象としている訳ではありません。 貴社の様に書面添付を実施致しておりますのは、原則として別紙の記載基準を満たしているか、あるいは未達事項があるが近い時期に満たし得ると判断した場合に限っております。 貴社に於かれては、これを機会に益々精進され、経営の健全性を確保しつつさらなるご発展をなさる様、心より祈願するものであります。

又、今日金融機関に提出する各企業の決算書類について、その信頼性に付、何かと取り沙汰されているだけに私共が行うこの制度による決算申告書(別表1にその旨の表示があります)は金融機関からみましても重要な価値基準にならないはずがございません。現にその様な話を数多く聞き及んでおる次第です。

私共としては中小企業と云えども今後成長、発展していくためには経営の健全性とか品性なるものが非常に大事であると考えています。例えば、租税意識に関してダーティな部分があるとか、経理をディスクロージャーしないとかの事業体には、既に心ある従業員がいつ迄も居続くと思う程、甘い時代ではなくなっております。

私共が税務申告について斯る独特の方針を貫いております真の狙いは、あく迄貴事業の 総合力形成に寄与し以て貴事業の成長、発展を願うからに他なりません。

尚、この制度への適用に関し、基本約定書等若干の書類に貴社代表者の署名、捺印を必要 としております。依って各文書をよくご精読願った上、正しく処置される様お願い致します。

以上